

阿久根市小規模校入学特別認可制度実施要項

阿久根市教育委員会

1 小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の目的

特認校制度は、本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の小学校や中学校への入学を特別に認めることにより、きめ細かな学習指導や児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすとともに、自然環境を活かした体験学習・交流活動等を通じて豊かな人間性を培うことを目的とします。

2 対象となる学校並びに所在地及び連絡先

児童，生徒数の現状，学校を取り巻く環境や教育活動及び学習指導など，あらゆる面を考慮し，次の7校を対象とします。

学校	所在地	連絡先
大川小学校	大川 8 0 6 1 番地	7 4 - 0 0 0 7
西目小学校	西目 1 2 4 5 番地	7 2 - 0 4 4 8
鶴川内小学校	鶴川内 3 3 8 0 番地	7 2 - 0 4 8 9
田代小学校	鶴川内 7 2 5 7 番地	7 9 - 2 0 0 1
尾崎小学校	山下 5 9 1 6 番地	7 2 - 2 1 0 0
大川中学校	大川 8 2 5 0 番地	7 4 - 0 0 0 4
鶴川内中学校	鶴川内 1 0 3 0 0 番地	7 2 - 2 1 0 1

3 入学（転学を含む。）の条件

(1) 保護者の申請

教育委員会は、児童生徒及び保護者が特認校制度による入学を希望する場合、入学が適当か、制度の目的に沿ったものかを面談の上、判断しますので、必ず児童生徒同伴の上、教育委員会に次に掲げる書類を提出してください。

ア 入学及び転入学申込書（別記第1号様式）

イ 在籍している学校の学校長の意見書（別記第2号様式。ただし、小学校新入学児童の場合は不要です。中学校進学の場合

合は、在籍していた小学校長の意見書とします。)

(2) 通学許可区域及び通学方法

児童生徒の負担を考慮し、自宅から学校までの片道の通学時間は、1時間以内とし、保護者による送迎を原則とします。

(3) 保護者の協力

児童生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保や生活指導等への協力のほか、学校の諸行事、PTA活動及び指導体制についても保護者の理解と協力が必要となります。

(4) 児童生徒の心身の状況

遠距離通学、特別活動等学校生活に係る特殊事情を考慮した場合、児童生徒の身体的状況がこれに耐えられることが前提となります。

(5) 在籍校等への影響

在籍校の学級編制（学級数の減少）や地元の子ども会活動等に支障を生じる場合または阿久根市小規模校入学特別認可制度を実施している学校の学校区からの変更については、原則として特認校制度の適用は認められません。

(6) 入学の時期及び期間

特認校への入学は、年度当初に就学する場合のほか、年度途中においても認めます。期間については、1年以上の通年通学を原則とします。

(7) 入学の取消し

入学の許可後において、申請の事実と異なるなど、特認校制度の目的にそぐわない事実が生じた場合は、入学を取り消すことがあります。

(8) その他

児童生徒については、居住地における子ども会活動に加え、特認校区内における子ども会活動や特認校区住民との交流にも積極的に参加する必要があります。